

令和7年度立山町空き家びらき開催業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

令和7年度、立山町において空き家びらき開催業務を実施するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受注者を選定するための必要事項を定めるもの。

2 業務の概要等

- | | | | | |
|-----------------|---|---|--------------------------|-----------|
| (1) 業 | 務 | 名 | 令和7年度立山町空き家びらき開催業務 | |
| (2) 業 | 務 | 内 | 容 | 業務仕様書のとおり |
| (3) 期 | | 間 | 契約締結の日から令和8年2月28日 | |
| (4) 予算額（業務費の上限） | | | 1,500,000円（消費税及び地方消費税含む） | |

※上記予算額は、契約時の予定額を示すものではありません。

3 参加資格

次に掲げる全ての項目を満たす者とします。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している法人その他の団体又は個人に該当しない者
- (3) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていない者
- (4) 本プロポーザルの公募開始の日から契約締結の日までの間、立山町の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者
- (7) 提案内容を確実に遂行できる十分な執行体制及び企画立案能力を有している者
- (8) 事業所の所在地については県内外を問わないが、必要に応じて作業報告、打合せ（Web会議システムを含む）等ができる体制がとれる者

4 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式により事業者を決定します。プロポーザル参加者から提出された企画提案書の内容を審査し、総合的に最も優れた提案を行ったと認められる事業者を契約候補者として選定します。契約候補者が必要な契約条件に合致しない場合は、次点の者と契約締結について協議します。

なお、審査の結果、いずれの提案も本実施要領で示した内容を満たしていないと判

断した場合は、事業者の選定を行わないことがあります。

5 プロポーザルの概要

(1) プロポーザルの参加申込み

本プロポーザルの参加を希望される場合は、電子メールにより、企画提案参加申込書（様式第1号）を令和7年7月4日（金）17時（必着）までに、立山町商工観光課（以下、全ての書類の提出先）に提出してください。

(2) 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、電子メールにより、質問書（様式第2号）を令和7年7月4日（金）17時までにメールにて提出してください。

質問に対する回答は、令和7年7月8日（火）までに立山町ホームページに掲載します。なお、電話及び口頭による質問は受け付けません。

6 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの申込みをされた事業者は、郵送または持参により、以下の書類を令和7年7月16日（水）17時（必着）までに提出してください。なお、郵送の場合は、配達記録が残る方法としてください。

(1) 企画提案書（様式自由、A4）

業務仕様書を参照のうえ、以下の内容を記載し提案してください。なお、本事業の目的、趣旨に沿った提案であり、2(4)予算額の範囲内であれば、独自要素として実施項目を追加して差し使えありません。

ア 企画提案コンセプト（方向性）

イ 業務実施概要、スケジュール案

ウ 具体的な提案内容

エ 業務実施体制等

※提案数は1者につき1提案とします。

(2) 経費見積書（様式自由）

- ・内訳を記載すること。

(3) 会社概要（様式第3号）

(4) 業務実績調書（様式第4号）

- ・官公庁及び民間等における空き家等を活用した主な受託実績を記載し、その概要が分かる資料を添付すること。

7 事業者の決定

提出された企画提案書等の内容を総合的に評価し、最高得点者を契約候補者として選定します。

(1) 審査方法

審査は、事前書類審査及びプレゼンテーション審査の2段階で行い、事前書類審

査の上位3者に対してプレゼンテーション審査を行います。ただし、参加者が4者に満たない場合は、参加者全てを対象にプレゼンテーション審査を行います

① 事前書類審査について（参加者が4者以上の場合のみ実施）

提出された企画提案書等について、(2)審査基準に基づき評価し、審査委員全員の合計点をその事業者の評価点として、その上位3者をプレゼンテーション審査対象者とします。

なお、事前書類審査の評価点は事前書類審査のみに利用するため、プレゼンテーション審査に影響するものではありません。

事前書類審査の実施後、審査対象者に対し、審査結果を書面で通知します。

② プレゼンテーション審査について

- ・提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーション及び質疑応答を踏まえ、(2)審査基準の項目ごとに評価・採点し、審査委員全員の合計点をその事業者の評価点として、その最高得点者を契約候補者として選定します。ただし、審査委員全員の合計点が総合得点満点の6割以上となることを選定の条件とします。
- ・上位2者以上の評価点が同点となった場合は、提案見積金額の最も低い者を契約候補者とします。
- ・また、参加者が1者のみの場合においてもプロポーザル審査を実施するものとし、審査委員全員の合計点が総合得点満点の6割以上となることを条件として、その事業者を選定します。

ア 実施日 令和7年7月23日（水）午後（予定）

※詳細は、プレゼンテーション審査対象者に個別に連絡します。

イ 実施方法 WEB会議システムによるオンライン形式

ウ 発表時間 20分以内（提案説明15分以内、質疑応答5分以内）

エ 結果通知 審査対象者に対し、審査結果を書面で通知するとともに、契約候補者の名称等を立山町のホームページで公表します。

オ その他

- ・プレゼンテーションの順番は、参加申込書の提出順とする。
- ・本業務の総括責任者になる予定の者は必ず出席すること。
- ・プレゼンテーションに必要な機材は各自で用意すること。
- ・提出された企画提案書に沿ってプレゼンテーションを行うこと。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答により知り得た情報を第三者に漏らさないこと。

(2) 審査基準

事前書類審査及びプレゼンテーション審査のいずれも、下表の審査項目及び審査内容に基づき評価します。

審査項目	審査内容	配点
ア 提案内容	・業務の目的及び仕様書の内容を十分理解した、実現可能で具体的な提案内容となっているか。 ・空き家等を効果的に活用し、まちなかの賑わいを創出	30点

	するイベントとなっているか。 ・DIYやイノベーション等のワークショップの開催といった空き家等の再利用を促す企画となっているか。 ・本イベントをきっかけとして、町内の空き家等の解消を促進するような将来性のある提案となっているか。	
イ 地域との連携	・五百石地区や空き家等の所有者等の地域の関係者と連携し、事業を円滑に進めるための工夫がされているか。	30点
ウ 実施体制	・業務実施に必要な人員配置及び体制となっているか。 ・町と密なコミュニケーションがとれる体制であるか。 ・地域や関係者との調整能力があるか。 ・空き家等の活用に関する知識がある人材を配置しているか。	15点
エ 導入実績	・空き家等を活用した事業を実施した実績があるか。	15点
オ 経費見積	・提案内容が予算内で実現可能であるか。 ・経費の内訳が明確かつ適切であるか。	10点

8 その他

- (1) 次に掲げる場合については提案を無効とします。
 - ア 所定の日時、場所に書類を提出しなかった場合
 - イ 本プロポーザルに関する条件、指示事項に違反した場合
 - ウ 1社1案を超えて提出したもの
- (2) 本プロポーザルの企画提案書等作成経費は参加者の負担とします。
- (3) 提出書類の差替、変更、再提出は認めません。また、提出された企画提案書等の提出書類は返却しないものとしますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、立山町情報公開条例（平成10年条例第23号）に基づき、企画提案書を公開することがあります。
- (5) プロポーザル参加申込み後に辞退する場合は、令和7年7月16日（水）17時までに辞退届（様式第5号）を提出してください。
- (6) 契約候補者の決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせや審査結果に関する異議申し立てには一切応じないものとします。
- (7) 契約候補者とは、内容を別途協議のうえ、契約を締結します。業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。契約候補者と企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な条件などの協議を行い、調整が整った場合に立山町との随意契約の手続きを行うものとします。
- (8) 業務により新たに生じた著作権は、立山町に属するものとします。

9 スケジュール（予定）

(1) プロポーザル参加申込期限	令和7年7月4日（金）17時
(2) 質問書提出期限	令和7年7月4日（金）17時
(3) 質問回答期限	令和7年7月8日（火）
(4) プロポーザル企画提案書提出期限	令和7年7月16日（水）17時
(5) プレゼンテーション実施	令和7年7月23日（水）午後
(6) 審査結果通知	令和7年7月下旬
(7) 契約締結	令和7年8月上旬

10 提出先・問合せ先

立山町役場 商工観光課

〒930-0221 中新川郡立山町前沢2440番地

TEL：076-462-9971 FAX：076-463-6611 E-mail:syoukou@town.tateyama.lg.jp